

# 田原本町議会会議録目次

○12月11日（第1日）

開会（午前10時00分）	1-4
町長招集挨拶	1-4
会期の決定（12月11日から17日までの7日間）	1-5
会議録署名議員の選出（植田昌孝、松本美也子、小走善秀君）	1-5
報 告 現金出納検査の結果報告	1-5
報 第11号 町長の専決事項の指定についての報告（報 告）	1-6
議 第59号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて （原案可決）	1-7
同 第3号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて （同 意）	1-8
同 第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めること について（同 意）	1-9
選 第2号 選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について	1-10
発議案の一括上程（発議第15号及び発議第16号の2議案について）	
趣旨説明	1-12
質 疑	1-15
討 論	1-20
採 決	
発議第15号 米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書 （原案可決）	1-22
発議第16号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に 関する意見書（原案可決）	1-22
議案の一括上程（報第12号より議第58号までの15議案について）	1-22
町長より提案理由の説明	1-23
上程議案の委員会付託について	1-26
散会（午前11時01分）	1-27

平成26年 第4回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成26年12月11日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

---

1, 出席議員 (13名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	

---

1, 欠席議員 (1名)

14番 松本宗弘君

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原庸雅君 議事係長 中辻勇君

---

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 楯田芳嗣君	総務部参事 北口尚吾君
住民福祉部長 持田尚顕君	産業建設部長 福岡伸卓君
上下水道部長 岡努君	秘書広報課長 岡本達史君

監査委員	古立憲昭君	教育委員長	後藤田和子君
教育長	片倉照彦君	教育部長	寺田元昭君
会計管理者	奥山佳延君	選挙管理委員会 事務局長	吉田悦治君
農業委員会 事務局長	山内章司君		

---

平成26年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月11日（木曜日）

○開 会（午前10時）

○町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議長の選出

○現金出納検査の結果報告

○報第11号 町長の専決事項の指定についての報告

○休 憩（日程の説明）

○議第59号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

・提案理由の説明

・採決

○同 第3号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

・提案理由の説明

・採決

○同 第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めること  
について

・提案理由の説明

・採決

○選 第2号 選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について

○発議案の一括上程（発議第15号及び発議第16号の2議案について）

- ・趣旨説明
- ・質疑
- ・討論
- ・採決

○議案の一括上程（報第12号より議第58号までの15議案について）

○町長より提案理由の説明

○上程議案の委員会付託について

○散 会

---

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時00分 開会

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。  
よって、議会は成立いたしました。

これより平成26年田原本町議会第4回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

町長招集挨拶

○議長（辻 一夫君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成26年田原本町議会第4回定例会の開会に際しまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日頃から町政発展のため多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。師走も半ばに差しかかり、公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げる次第であります。

なお私事で恐縮でございますが、さきに執行されました町長選挙におきまして3期目の町政の舵取りを担わせていただくことになりました。これもひとえに議会並びに町民の皆様の温かいご支援、ご協力の賜物と深く感謝を申し上げます。

今後は、より一層気を引き締め、これまで培った2期8年の成果を糧に、重要課題であります田原本駅西側の再開発、国史跡唐古・鍵遺跡史跡公園整備及び隣接地への交流促進施設建設、新清掃工場の建設整備、学校教育体制の充実や地域防災体制の構築など、取り組んでいかなければならない課題が山積しております。田原本町のよりよき明日をつくるために全力を尽くし、明日を担う子どもたちのために職員と共に精力的に取り組んでまいりますので、何とぞ変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。

さて、年末を控えまして依然社会経済は厳しく不安定な状況にあります。本町におきましても、今後も厳しい財政運営を強いられることが予測されます。現在、来年度を見据えた事業の取組みを行い、平成27年度の予算編成を行っているところ

でございますが、本年度の事業の検証と反省のもとに来年度の取組みが前進したものであるよう更なる町の発展を目指してまいりたいと考えております。

そのような中、今期定例会におきましては、18議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

---

---

### 会 期 の 決 定

○議長（辻 一夫君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日より17日までの7日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は17日までの7日間と決定いたしました。

---

---

### 会議録署名議員の選出

○議長（辻 一夫君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第126条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

10番、植田議員、11番、松本美也子議員、12番、小走議員、以上3名の方をお願いいたします。

---

---

### 現金出納検査の結果報告

○議長（辻 一夫君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、監査委員。

（監査委員 古立憲昭君 登壇）

○監査委員（古立憲昭君） おはようございます。

議長のご指名によりまして、井上代表監査委員欠席のため、私のほうから報告をさせていただきます。

去る平成26年9月25日、10月27日及び11月25日に実施いたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する平成26年8月31日、9月30日、並びに10月31日現在の出納状況について現金出納検査をしました。検査日現在の現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高とが符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 暫時休憩いたします。

（5番 古立憲昭君 監査委員席より自席へ戻る）

午前10時03分 休憩

---

午前10時03分 再開

○議長（辻 一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

---

---

報第11号 町長の専決事項の指定についての報告

○議長（辻 一夫君） 報第11号、町長の専決事項の指定についての報告をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分されましたのは、変更契約2件であります。既に招集通知と共に専決処分書を配付しておりますので、ご清覧おきお願い申し上げます。

日程の説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

---

午前10時05分 再開

○議長（辻 一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

---

---

議第59号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて  
○議長（辻 一夫君） 議第59号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（藤原庸雅君） それでは議案を朗読させていただきます。

議 第59号

人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

平成26年12月11日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字西代258番地

氏 名 なかがわ かずこ  
中川 和子

生年月日 昭和32年12月19日

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、議第59号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて、ご説明を申し上げます。

本案は人権擁護委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字西代258番地、中川和子氏、昭和32年12月19日生まれを適任者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を聞くものでございます。

議員各位におかれましては、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） ただいま町長より説明のありました人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、提案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、議第59号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、原案どおり中川和子君を人権擁護委員候補者に推薦することに決しました。

---

---

同第3号 公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて  
○議長（辻 一夫君） 続きまして、同第3号、公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長（藤原庸雅君） それでは議案を朗読させていただきます。

同 第3号

公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて  
次の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成26年12月11日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字阪手685番地の8

氏 名 きたうら 北浦 さたこ 佐多子

生年月日 昭和18年2月7日

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第3号、公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は公平委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字阪手685番地の8、北浦佐多子氏、昭和18年2月7日生まれを適任者として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） ただいま町長より説明のありました公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、北浦佐多子君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、同第3号、公平委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、北浦佐多子君に同意することに決しました。

---

---

同第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（辻 一夫君） 続きまして、同第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長（藤原庸雅君） それでは朗読させていただきます。

同 第4号

固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて  
次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成26年12月11日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 田原本町大字阪手284番地

氏 名 もりおか やすのり  
森岡 康憲

生年月日 昭和23年9月2日

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げ

ます。

本案は固定資産評価審査委員会の委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字阪手284番地、森岡康憲氏、昭和23年9月2日生まれを適任者として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めますのでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） ただいま町長より説明のありました固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、森岡康憲君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、同第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、森岡康憲君に同意することに決しました。

---

---

#### 選第2号 選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について

○議長（辻 一夫君） 続きまして、選第2号、選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長（藤原庸雅君） それでは議案を朗読させていただきます。

#### 選第2号

#### 選挙管理委員会の委員及び同補充員の選挙について

地方自治法第182条第1項の規定により、選挙管理委員会の委員及び同補充員を選挙する。

平成26年12月11日

田原本町議会

1. 選挙管理委員会の委員（4人）

1. 同補充員（4人）

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長より指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

選挙管理委員会の委員及び同補充員の指名については、事務局長をもって発表いたします。

○議会事務局長（藤原庸雅君） それでは発表いたします。

まず、選挙管理委員会の委員、4名でございます。

小泉和男、田原本町大字薬王寺529番地、昭和16年4月24日生まれ。

川嶋 均、田原本町大字鍵356番地の12、昭和23年2月12日生まれ。

嶋田 稔、田原本町505番地、昭和17年2月12日生まれ。

上田利己、田原本町大字矢部528番地、昭和27年12月27日生まれ。

次に、同補充員4名でございます。

第1順位、多賀義彦、田原本町大字満田382番地の3、昭和19年5月9日生まれ。

第2順位、松川恵宥、田原本町大字唐古525番地、昭和20年3月3日生まれ。

第3順位、勝田博明、田原本町大字八尾765番地の4、昭和21年7月16日生まれ。

第4順位、安田章男、田原本町大字味間784番地、昭和30年5月22日生まれ。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） お諮りいたします。ただいま発表いたしましたとおり、選挙

管理委員会の委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、選挙管理委員会の委員及び同補充員に諸氏が当選されました。

---

発議案の一括上程(発議第15号及び発議第16号までの2議案について)

○議長(辻 一夫君) 続きまして、発議第15号、米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書及び発議第16号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の2議案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第15号、米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書及び発議第16号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の2議案につきましては、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、発議第15号及び発議第16号の2議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知と共に配付をいたしておりますので、この際議案の朗読を省略いたしまして、各々提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第15号について、5番、古立議員。

(5番 古立憲昭君 登壇)

○5番(古立憲昭君) おはようございます。

今期定例会に提出させていただきました意見書、米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

ご承知のように日本の農業就業人口は2012年で251万人と言われ、ずっと減少を続けております。また平均年齢は68.5歳と高齢化しております。更に後

継者不足も相まって耕作放棄地の面積は全国で40万ヘクタールと広がる厳しい状況が現在続いております。その中におきまして、政府は現在、農業の経営所得安定化対策の見直しなど、農政改革の一環として農作物の下落時に農家の収入補填を補う収入保険制度導入に向けた調査を進めております。

また、この秋、生産者の皆さんが丹精を込めて作られた新米が食卓に上るなど、そういう季節になってまいりました。しかし、生産者の皆さんの表情は明るくはありません。なぜならば、今年もまた米価が下落、新米価格が古米価格より安いという逆転現象となっているのが現状でございます。

新潟の一般コシヒカリといわれるものは、昨年より1,700円も安い1万2,000円、12%下落しております。また、販売価格におきましても、平成25年産コシヒカリで見ますと、10キロ当たり2,000円前後、平成26年産米においては2,500円前後安くなっておるということをお聞きいたしております。

私も物を作って、市場のセリに出したときがございました。やはりそのときの価格に一喜一憂しておりまして、高くに安定しているときは良いのですが、安く需給の関係で叩かれると、がっくりきた状況を覚えております。農家の方々の今の心境というのもそうではないかと思えます。一生懸命に作られたお米が、残念ながらいろんな問題で価格が毎年下がってきておるのが現状だと思います。

そこで私は、この意見書として、この米の価格の需給安定対策をしっかりとやっていただきたいという思いから、この意見書を出させていただきました。

特に下に掲げていただいております4つの項目を少し述べさせていただきますと、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策については、26年産の発動に備え十分な予算確保をするとともに、交付金を早急に支払えるように措置すること。これはやはり今年もずっと過去何年間下がってきておりますので、やはり来年のことを考えると、しっかり農家の方にしてあげてほしいという思いでございます。

また、需要に応じた生産に取り組む稲作農家が将来にわたって、持続的かつ安定的な経営が出来るよう、収入保険制度の早期創設、制度資金の拡充など、万全なセーフティネットを構築すること。農協の共済保険はございますけれども、共済保険に関しては自然災害における補償でございますので、価格に対する補償という面

では、ちょっと違うと思いますので、ぜひともこの収入保険制度を早期創設していただきたい。

また3番目として、飼料用米の生産拡大を図るために、乾燥・保管施設の整備や流通体制の強化支援、また、「水田活用の直接支払交付金」など、必要な予算を確保してほしい。これは、やはり水田をしっかりと確保し、活用していくという意味での予算を確保してほしいと考えております。

また4番目として、米の需給改善のため、主食用米の消費拡大や米粉用米などの非主食用米の利用拡大を図るとともに、本格的な輸出促進対策を講じること。

以上4点でございます。

特に輸出に関しては米だけではなく、農作物全体にもこれを広げていくことが日本の農業経営の安定ができるのではないかと考えております。

したがいまして、この意見書、米の需要・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書に対して、議員の皆様方のご理解をいただきましてご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 続きまして、発議第16号について、1番、阪東議員。

（1番 阪東吉三郎君 登壇）

○1番（阪東吉三郎君） おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、提出させていただきました発議第16号の年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の趣旨説明をさせていただきます。

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では、県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっております。

しかし、グリーンピア問題や年金記録問題、厚生年金基金問題などにより、国民の年金制度に対する不信感は根強く、国民年金保険料の現年度納付率は60%前後で推移しています。未納者、未加入者は約305万人で、将来無年金、低年金となり、生活困窮に陥る可能性が高いと予測されます。

そのような中で、政府は成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月閣議決定）」などにおいて、公的、準公的資金の運用等のあり方についての検討を掲げ、年金積立金管理運用独立法人、いわゆるGPIFに対し、リスク性資産割合を高める方向で、基本ポートフォリオ、いわゆる資産の分散投資の見直しを始めとする改革を求めています。

年金積立金は厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。ましてGPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任を取るわけではなく、被保険者、受給者が被害を被ることになります。こうした現状に鑑み、意見書に述べさせていただきました、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用を求めるものであります。

以上、各議員におかれましては、この趣旨を十分ご理解いただきましてご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（辻 一夫君） ただいまの各々の趣旨説明に対し質疑を許します。

まず、発議第15号、米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書について質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） お米の価格が今年急落したというのは、たくさんの方が大変ショックを受けられて、今後の生産がどうなるかということにも影響が出てくるのだろうと私も思います。

そこで出されている意見書の中で教えていただきたいのは、まず収入減少影響緩和対策、これによってどのぐらいの農家の方が、この交付金を受けることができるのか。

それとあと、この中によりますと、輸出促進対策を積極的に講じなさいということですが、私は輸出促進もそれは一つの方法だと思いますが、国内の国民の食糧を確保するということが大切だろうと思います。特に今回は魚沼産コシヒカリ



でも、500ミリリットルのペットボトルに入れたとしたら、1本95円という値段になると。一般に田原本町のあたりで採れるお米でしたら500ミリリットルのペットボトルに入れても60円程度の米の価格といわれています。その点では、米を再生産すると、しかも国内の国民の食糧を確保するという点からしたら、輸出促進対策を講じるということは、それはそういう方もおられても良いか分かりませんが、全体的な方針ではないだろうと思います。

その点では、今聞きましたように収入減少影響緩和対策によって交付金を受け取る方が、農家の方の全体のどのぐらいの方がおられるのか。それと輸出促進対策ということを強調されますが、国内のお米をどう確保されるのかということ、ちょっとご説明をお願いします。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 収入保険制度に関する数値は現在データを分析しながら、個々の保険料水準がどのように設定されるのかということ、今検討中でございますので、まだ報告とか、その辺は出ておりませんので、数字的な面についてはご報告できません。

それと、もう一つ輸出促進対策ということなのですが、おっしゃるように国内自給率を高めることが、まず大事だと思うのですけれども、やはり現状余ってきけると言うのですか、良いものが国内でなかなか売りづらいケースも出てきております。そういった部分をしっかりと輸出に向ければ、輸出のほうで相手国に歓迎されるケースもございますし、特に日本の農作物の安全性、そしておいしさということが海外において評価されておる現状、そういうものをもっともっと伸ばしていくことが農家の方々の所得をやはり助けるものではないかと考えておりますので、ある意味においては、そういう部門をしっかりとやって、そして自給率とか、その他を高めていくことも大事なんじゃないかなと考えております。

したがいまして、とりあえず私は農業全般的なことと申しましたけれども、輸出に関しましてですね。この件に関しましては、米の本格的な輸出をやはりもっともっとするべきだということとご理解していただきたいと思います。特に今出ておりますのは、やはり高額商品ばかりなので、中国で、テレビでごらんになるようにコシヒカリが10キロ当たり何万円とするような本当に高い商品が売れていっ

ているところなのですけども、もう少しランクを下げれば、もっともって日本の米が海外で受けると考えております、私自身は。ですからそういった意味において、もっともって輸出のやり方そのものの対策を講じることが日本の農家、特に米作農家の方々に対しては、思う存分生産ができ、そして利益も確保できるのではないかなという考えで、これを提案させていただいております。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 収入減少影響緩和対策は認定農家と集落営農が対象ですよ、それ以外は全く対象外ですね。今言われているのは、全農家の7%程度しか対象じゃないということが言われています。実際にはどのぐらいになるかは、申請があつて初めて支払いますので、もっと下がるだろうと思いますが、その点では、そういう人たちだけを対象にして農業は成り立つのかということだと思ふのです。やはり水を管理するにしても、その方だけが頑張っても管理できなくなっていくですよ。家族農家、兼業農家、そういう方もやはり自分たちが先祖伝来から扱っているこの土地を大切に農業を続けていくと。そういうことがあつて初めて農業生産というのは成り立っていると思ふのです。

その点では、今、水田活用の直接支払交付金も出ていますけれども、これも販売農家だけが対象ですよ。自家消費するための農家は全く対象外ということになるかと思ふ。その点では、本当に米の生産を維持していく、頑張っていくという対策は、ここには入っていないんじゃないかと思ふのです。

一生懸命に作っても高く売れないというには、いろいろ理由がありまして。私が思っているのは、この間の政府が米の過剰を放置してきたということが一つあるかと思ふ。それはミニマムアクセス米が77万トンも外国から輸入すると。この77万トンというのは、北海道での生産に匹敵すると言われてます。それを上回ると言われていますので、そんなにたくさん輸入しておいて米が余っていると。しかも備蓄米を買い支えることなく、古々米を持っている状態で放置していると。その点では、政府が米の過剰というか、需給管理を放棄しているから安くなっていると思ふのです。その点では、この意見書を出されて、本当に米を作りたい、再生産ができるというところの保障というのはどこにあるのかなと思ふのです。

ども、それはいかがですか。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 先ほど述べましたように、私も物を生産して売ったときに、市場へ出したときなのですが、市場で価格が上がったり下がったりすることが一番つらいのですね。上がっているときは良いのですけれども、特に下がったときには、もう意欲がなくなってしまうのです。これはもう物作りをされている方は皆そうだと思うのです。工業生産とは違って、食べるものとかを作る場合には、一番生産者に対して価格がきちっとどちらかに安定して、なおかつ、きちっと利益幅があるというのが一番大事だと思うのです。そういう意味で米の価格を安定してあげることが一番大事なことはないかと。特に生産者が安心して生産できると私は思っております。

それと、先ほどミニマムアクセス米、77万トン、これが大きな原因だとおっしゃいましたですけれども、これを導入したときは、アメリカや外国から米の税金を減らせという話が多分出ていたと思うのです。そのときに、どうしてもそれはできないということで、ミニマムアクセス米を受け入れようということだったと思うのですけれども。確かに全体的に今大きくなってきておりますけれども、そういう事情があったということも、やはり我々は知っておくべきだと思います。

それよりも、更に米の生産者の方の意欲が湧く方法が何か。過去いろんなこともありましたですけれども、これからしっかりと、こういう意欲が出るような政策を即立てていってあげないといけないと思いますので、これを提案させていただいております。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今、意欲が大切だと。それを意欲が出るようにしないとけないとおっしゃったのですけれども、水田活用の直接支払交付金は今年1万5,000円から7,500円に半額になりましたよね。平成30年度には廃止ですよ。どこに意欲が出てくるのですか。これは反対に水田活用の直接支払交付金を元へ戻せという意見書なら、それは分かりますよ。でもそうじゃないですよ。その点では、全然意欲がこれは湧かないと思うのですけれども。

それと、米の価格は市場に任せるんじゃないくて、やっぱりある程度、再生産ができるように価格を維持するということが必要だと思うのですね。その点では、今は農協が中心になって買い上げると、その価格が中心になっているわけですよ。そこを上げたら上がるわけですよ。その対策を打つというようなことも、もし価格を維持する、米の価格ですよ、米の価格を維持するとしたら、そういうことのほうが合理的な基準というのが出てくるんじゃないかと思えますけども。

要するに保険をかけておかなかったら、その下がった差額分は補填しませんよという制度が入っているわけですよ。だから保険をかけるのが高いからようかけないという、たくさんの農家がおられますから、そんな方も含んだ価格安定対策というのを盛り込まれていないというふうに私は思うのです。どこかに盛り込まれているのですか。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） 水田活用の部分については、おっしゃるようなのですけども、だからここに書いてありますように、「必要な予算を確保すること」と書いていますので、それをやっていただきたいということなのですね、1つには。

それと価格保障ということに関しては、先ほど述べましたように、いろんな意味で共済に関しては、自然災害とかはありますけども、いわゆる販売価格と標準価格の差が出てきたときに、農家の方がやっぱり一番困るわけなのですね。そこをこういう保険でカバーしていったら一番良いのではないかという意味で、要は農家の方がどのようにして安心して米を作っていただけるか。また担い手が育つかということになってくると、やはり皆さんお分かりと思えますけれども、利益なのです。これがないと生産も意欲が湧かない、そして生活もできないことだと思うのですね。あらゆるいろんな対策を練りながら、これも一つの方向だと思います。これで万全だと私は思っていないけども、これも一つの方向性だと、方策だと思いますので、ぜひともこれをやっていただきたいという思いから述べさせていただいております。

○議長（辻 一夫君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に発議第16号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。9番、吉田議員。

(9番 吉田容工君 登壇)

○9番(吉田容工君) それでは発議第15号、米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書について反対の立場で討論に参加させていただきます。

国民の命を支える農業、あるいは農村の崩壊の危機が広がっています。基幹的農業従事者の45%が70歳以上と、極端な高齢化が進んで、先進国で最低水準に食糧自給率も落ち込んでいます。そんな中で政府が取られている対策はミニマムアクセス米を77万トンも輸入する。更にこの過剰の状態を放置すると共に、需給の管理も放棄しているということから、今年度は大変米価が暴落したと、私はそう考えています。

先ほども言いましたように、国内で一番高いといわれる魚沼産コシヒカリ、500ミリリットルに換算すると、わずか95円と。お水よりも安いお米という状態になっています。こんな状態では生産意欲が減退するのも当たり前だろーと思ひます。

今年、国連の中では2014年国連家族農業年ということが取り組まれています。どういふことかといひますと、農業の大規模化と効率化一辺倒のやり方、輸出志向型の農業政策は環境破壊や飢餓の増大などの弊害をもたらすといふことで、社会は豊かにならず食糧保障も達成されてこなかった。そんな中で今、兼業農家、有機農業、里山保全など、小規模家族農業を振興させることが、本当に世界の食糧危機を救うといふことで国連で取組みがされています。

その点では、私は今回の意見書の中身であります収入減少影響緩和対策、わずか10%に満たない人に対する補償をする。あるいは水田活用の直接支払交付金も今年1反当たり7,500円を払いますが、平成30年度には廃止すると。更には輸出を促進するといふ対策では、農家の方の生産意欲は減退する一方だろーと思ひます。

私は、それに対して農家を選別せず、すべての農家経営を維持する対策を講じる。集落営農や代行農家も応援し、更には新規就農者を増やす努力をする。更に農産物への価格保障、所得補償を実施する。この観点から農業を見直す必要があろーかと

思います。その点では、本意見書の趣旨とは考えが異なりますので、この意見書に反対をさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは、発議第16号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書に賛成の立場で討論させていただきます。

公的年金を受けておられる高齢者の生活を支えるのが年金制度と。ほかに収入がないということで、今でも年々下がっていくということで大変困っておられる方がたくさんおられ、心配される方も多いと思います。

そんな中で、国民が貯めた年金の積立金をどう運用するかということは大変重要なことだと思います。政府は、この11月にその運用割合を日本株式を17.2%から25%に、外国株式を15.9%から25%に引き上げました。これはそうかなと思って見たらあれなのですけれども、ただ、昨日みたいに2%株価が下がりましたよね。例えば25%の株の2%が下がったら、下がった分、25%に届きませんので、今度は国内債券を売って株を買わないといけないという制度になっていきます。ですから株価が下がれば下がるほど債券を売却して株を買くと、それでリスクが高まるということになるかと思っています。

今126兆円といわれている大きなお金をそんなリスクの中にさらすということは、やはり国民の皆さんが貯めたお金ですから、税金ではありませんので、その点では、その資産をどう確保するかという点では、やっぱり株式等のハイリスク・ハイリターンの商品に重点を移すのではなくて、やはり安全な運用を心がけるのが一番だろうと思います。その点からしますと、今回の意見書、安全かつ効率的な運用を堅持する、更にガバナンス体制を構築する、このことについては賛成をさせていただきますので、賛成の立場の意見とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようでございますので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第15号、米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、発議第16号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

---

---

議案の一括上程（報第12号より議第58号までの15議案について）

○議長（辻 一夫君） 続きまして、報第12号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告より、議第58号、指定管理者の指定についてまでの15議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、報第12号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告より、議第58号、指定管理者の指定についてまでの15議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知と共に配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成26年田原本町議会第4回定例会に提出いたしました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

報第12号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告につきましては、補正予算額が1,495万円の増額で、予算総額は116億7,982万9,000円となります。

補正の内容といたしましては、来る12月14日に執行される衆議院議員総選挙に係る選挙費1,495万円の増額であり、契約等期日の関係から地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月21日付けで専決処分をしたものであります。

財源につきましては、県支出金であります。

次に、報第13号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第4号）は、1,596万5,000円の増額、報第14号、平成26年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は70万円の増額、報第15号、平成26年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第2号）は413万5,000円の増額、報第16号、平成26年度田原本町水道事業会計補正予算（第1号）は98万円の増額につきましては、人事院及び奈良県人事委員会の勧告に準じ、給料表の改定及び勤勉手当の支給割合引き上げ並びに人事配置に伴う過不足等の調整にかかる人件費補正で、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月30日付けで専決処分をしたものでございます。

次に、報第17号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、人事院及び奈良県人事委員会の勧告に準じ、本年の官民較差等に基づく給与水準改定を行うものであります。

内容といたしましては、給料月額を平均約0.2%余、引き上げの改定及び自動車通勤者の通勤手当額の改定並びに勤勉手当の支給割合を年間0.15月引き上げ、4.10月とするものであります。

また、任期付職員につきましても一般職に倣い給料月額を改定し、特別職の職員で常勤のもの及び議会議員の期末手当につきましても、年間0.15月引き上げ、年間3.1月にするものであります。



施行日等の関係から地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年11月30日付けで専決処分をしたものでございます。

次に、報第18号、田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、平成26年12月1日付けで児童扶養手当法の一部を改正する法律が施行されるため、所要の改正を行う必要が生じたことにより、平成26年11月21日付けで専決処分したものでございます。

次に、議第51号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第5号）につきましては、補正予算額は4億7,443万4,000円の増額で、予算総額は121億7,022万8,000円となります。

補正の内容といたしましては、総務費3億580万円の増額は、財政調整基金への積立てと来年4月12日執行の奈良県知事及び奈良県議会議員選挙に必要な平成26年度執行分の経費でございます。

民生費7,716万9,000円の増額は、実績に基づく障害者自立支援介護・訓練等給付費及び障害児通所給付費の増額、並びに精算に伴う国庫支出金の返納金でございます。

また、公債費9,146万5,000円の増額は、平成6年度庁舎建設事業借入分を借換えするための繰上償還金及び補償金でございます。

財源につきましては、国・県支出金、地方債及び繰越金でございます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、いずれも指定管理料で、指定期間は平成27年度から平成29年度までの3年間、限度額は「ふれあいセンター」が1億3,020万円、「学童保育所」が1億4,700万円で、それぞれ限度額等を定めるものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、奈良県市町村健全化支援事業を活用して、庁舎建設事業借換債分を新たに限度額追加するものであります。

次に、議第52号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、人事院及び奈良県人事委員会の勧告に準じ、給与制度の総合的見直しを図るため、初任給等は引き下げることなく、高年齢層を重点的に引き下げ、平均約1.4%余の引き下げ、また地域手当を3%から5%に改定するものであり、併せて新給料表への円滑な移行のための経過措置として、3年間の現給保障を実施

するものであります。

また、勤勉手当支給については、年間0.15月分の引き上げを平成26年12月支給分にのみ配分していたのを、年間支給率としては変わらないものの平成27年6月支給と平成27年12月支給分にそれぞれ0.075ずつ配分し、支給することとするものであり、任期付職員につきましても一般職に倣い給料表を改定するものであります。

特別職の職員で常勤のもの及び町議会議員の期末手当につきましても、一般職同様に支給するものであります。

次に、議第53号、単純労務職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、当該職員についても再任用制度の対象者とすると共に、扶養手当及び住居手当を支給しない旨、条文に明記するための改正を行うものでございます。

次に、議第54号、田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令が改正され、出産育児一時金の支給額が出産費用の動向等を勘案して引き上げられたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第55号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、企業職員に係る再任用制度等の適用において除外項目となっている地域手当について、条文より削るための改正を行うものでございます。

次に、議第56号、財産の取得につきましても、給食用食器の購入であり、取得価格862万1,640円で、奈良県大和高田市築山679番地、有限会社古山厨房 代表取締役 古山 剛より取得するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議第57号及び議第58号の指定管理者の指定につきましては、まず田原本町ふれあいセンターの指定管理者に、田原本町大字阪手336番地の1の社会福祉法人田原本町社会福祉協議会 会長 竹村良樹を、田原本町学童保育所の指定管理者に、橿原市内膳町5丁目2番33号 中和八木ビル3階の特定非営利活動法人子育てすこやかサークル 理事長 山田充央をそれぞれ指定し、指定の期間を平成27年4月1日から平成30年3月31日までとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、町長の提案理由の説明を終わります。

---

---

#### 上程議案の委員会付託について

○議長（辻 一夫君） それでは一括上程されております本議案につきましては、各所管の委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、各所管の委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては、事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（藤原庸雅君） それでは委員会別の付託議案を朗読いたします。

報第12号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告から報第18号、田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の専決処分の報告の7議案につきましては、総務文教常任委員会。

議第51号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第5号）につきましては、総務文教常任委員会並びに厚生建設常任委員会。

議第52号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び議第53号、単純労務職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、総務文教常任委員会。

議第54号、田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、厚生建設常任委員会。

議第55号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例及び議第56号、財産の取得についての2議案につきましては、総務文教常任委員会。

議第57号及び議第58号の指定管理者の指定についての2議案につきましては、厚生建設常任委員会。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

午前11時01分 散会